

議第 2 3 号

檜原市議会委員会条例の一部改正について

檜原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

提出者	檜原市議会議員	檜 本 利 明
賛成者	檜原市議会議員	福 田 倫 也
〃	〃	森下みや子
〃	〃	井 ノ 上 剛
〃	〃	谷 井 宰
〃	〃	うすい卓也
〃	〃	高 橋 圭 一
〃	〃	松 尾 高 英
〃	〃	細 川 佳 秀

檜原市議会委員会条例の一部を改正する条例

檜原市議会委員会条例（昭和 3 6 年檜原市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務常任委員会 6 人 総務部、 <u>企画部</u> 、 <u>危機管理部</u> 、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務常任委員会 6 人 <u>企画戦略部</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>財務部</u> 、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する

改 正 前	改 正 後
事項並びに他の常任委員会に属さない事項 文教常任委員会 6人 教育委員会の所管に属する事項 厚生常任委員会 6人 魅力創造部、<u>市民活動部</u>、福祉部、<u>健康部</u>及び<u>環境づくり部</u>の所管に属する事項 建設常任委員会 5人 <u>まちづくり部</u>、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項	事項並びに他の常任委員会に属さない事項 文教常任委員会 6人 教育委員会の所管に属する事項 厚生常任委員会 6人 魅力創造部、<u>こども・健康スポーツ部</u>、福祉部及び<u>環境部</u>の所管に属する事項 建設常任委員会 5人 <u>都市デザイン部</u>、<u>都市マネジメント部</u>、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由 橿原市役所行政組織条例の一部改正により、部の名称及び所掌する事務の見直しが行われ、これに伴い所要の改正を行うもの